

3産労商地第1077号

令和3年9月28日

東京都商店街振興組合連合会

理事長 桑島 俊彦様

東京都知事 小池 百合子

(公印省略)

商店街における屋外照明の夜間消灯に係るご協力のお願いについて

日頃より東京都の商店街振興施策にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。

このたび、国において現在発出されている緊急事態宣言が令和3年9月30日で解除される
ことが決定されました。

都内の新規陽性者数は継続して減少傾向であるものの、リバウンドによる再度の医療逼迫を
避けるためにも、新規陽性者数を一層減少させていく必要があります。こうした認識の下、感染
を抑え、東京の医療を守り、都民の命と健康を守るため、都として令和3年10月1日から10
月24日までの間を「リバウンド防止措置期間」と位置付けました。引き続き、基本的な感染防
止対策に加え、感染リスクの高い繁華街等における夜間人流の抑制が必要です。これまで令和3
年4月23日付3産労商地第246号、同年5月7日付3産労商地第328号、同年5月31日
付3産労商地第472号、同年6月18日付3産労商地第560号、同年7月8日付3産労商地
第662号、同年7月30日付3産労商地第805号、同年8月17日付3産労商地第861号
及び同年9月9日付3産労商地第1000号により以下の取組へのご協力を依頼しております。
引き続きのご協力について重ねて加盟の商店街の皆様にご周知いただけますようお願いいたし
ます。

記

1 期間

令和3年4月25日(日)～9月30日(木) 20時以降

令和3年10月1日(金)～10月24日(日) 21時以降

2 依頼内容

- ・商店街が保有するアーチなどの屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯
- ・会員店舗が保有する看板などの屋外照明(防犯対策上、必要なもの等を除く)の夜間消灯

なお、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインを遵守徹底し、引き続き適切な感染症対応を講じ
ていただけますようお願いいたします。

(連絡先)

東京都産業労働局 商工部

地域産業振興課 商店街支援担当 立川

電 話 (ダイヤルイン) 03 (5320) 4756